

◎ 農薬販売に当たっての注意事項

農薬の販売や取り扱いについては、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令により規制されています。以下の事項を守って、適正な販売をお願いします。

登録農薬（農薬取締法第18条、21条／登録農薬の販売の義務）

販売できる農薬は、登録農薬及び特定農薬です。次のものは農薬として販売（宣伝含む）できません。

<販売できない農薬>

● 農薬登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）の無いもの

（・農薬として登録されたものには、登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）、適用病害虫の範囲及び使用方法などの登録事項、使用上の注意事項、有効期限等が表示されています。）

● 農薬登録番号の無いもののうち、特定農薬以外のもの

（・特定農薬は、農林水産省令で指定されたものに限定されます。）

● 安全性の問題から、販売及び使用が禁止されているもの（27種類（成分））

【殺菌剤】ヘキサクロロベンゼン、水銀剤、PCNB、ダイホルタン

【殺虫剤】リンデン、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、
ヘプタクロル、マイレックス、トキサフェン、パラチオン、メチルパラチオン、TEPP、
砒酸鉛、水酸化トリシクロヘキシルスズ（プリクトラン）、ケルセン、クロルデコン、
ベンゾエピン

【除草剤】2, 4, 5-T, CNP

【除草剤・殺菌剤】PCP

【その他】ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、
ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン

● ラベルが破損しているもの、その他

・ラベルが破損しているものや汚れて見えにくいもの、ラベルのコピーをはったりしたものは販売できません。ただし、省令により表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合は販売者による表示の変更が必要です。

・容器を移しかえたものや、小分けにしたものは販売できません。

・最終有効年月を過ぎた農薬は販売せず、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど、適正に処理してください。

帳簿（農薬取締法第20条／帳簿の記載義務）

農薬販売者は、農薬受払帳簿を備え付け記帳し、常に販売数量、在庫数量等を確認できるようにしなければなりません。

- 農薬受払帳簿は、農薬の商品毎に、仕入れ・販売・在庫数量を明記します。
- 農薬受払帳簿、水質汚濁性農薬供給明細書は販売所ごと（店舗ごと）に備え付けてください。
- 農薬受払帳簿、水質汚濁性農薬供給明細書はその帳簿の最後の記載が終わった日から起算して、少なくとも3年間保存しなければなりません。
- 帳簿の備え付け・記載・保管の違反をしたものには罰則規定があります（農薬取締法48条第3項）。

〔農薬受払帳簿の記入例〕

農薬受払帳簿（3年間保存）				
品名(農薬名)		〇〇〇〇〇乳剤		規格(容量) 500ml
[毒性区分]*		毒物・劇物・普通物		
年月日	譲受数量 (仕入数量)	譲渡数量 (販売数量)	残数量 (在庫数量)	摘要
R5. 4. 1	200		200	
15		25	175	
5.10		10	165	

- 水質汚濁性農薬（商品名 シマジン）については、水質汚濁性農薬供給明細書を備え付けなければなりません。この明細書には、農薬の商品ごとに仕入れ、販売、在庫数量、購入者氏名、住所を明記します。

〔水質汚濁性農薬の記入例〕

水質汚濁性農薬供給明細書（3年間保存）						
品名(農薬名)		シマジン		規格(容量) 100g		
年月日	譲受数量 (仕入数量)	譲渡数量 (販売数量)	残数量 (在庫数量)	購入者		摘要
				氏名	住所	
R5. 4. 1	20		20			
7.28		8	12	〇〇◇◇	△村大字□字〇×3-5	
7.28		7	5	△△□□	〇〇市△△町〇1-2	
				*購入者の氏名、住所を確認し記入します。		

適正保管 (保管管理上の注意)

盗難防止や品質保持をはじめ、他商品との分離、農薬によっては劇毒物の表示、火気に注意が必要です。

●盗難防止対策

- ・鍵のかかるところに保管してください。
- ・店頭販売では、**戸締まり**をしっかりとってください。
- ・万が一、紛失や盗難に気付いた場合、速やかに警察へ連絡してください。

●品質保持

- ・直射日光の当たらない、**冷涼で乾燥した所**で保管してください。
(直接日光にあたると溶媒が揮発したり、分解したりするものがあります。)
- ・粉剤や水和剤は、地面や床に**直接置かない**ようにしてください。
(湿気で品質が損なわれる恐れがあります。)

●他商品と分離

- ・倉庫では肥料や資材とは**分けて**、保管庫には**農薬だけ**保管するようにします。
- ・食料品と**近接して置かない**でください。店頭では食品と棚を分け、なるべく**離して**配置してください。
- ・ハエ、カ、ゴキブリ等の衛生害虫用やアリ、ハチ、ムカデ等の不快害虫用の薬剤は農薬ではありません。
これらの薬剤と農薬を混同陳列した販売は避けてください。

●毒物劇物取締法関連

- ・毒物及び劇物を保管する場合は「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の**表示が必要**です。

●消防法関連

- ・火気注意、火気厳禁等と表示されているものは、火気を避けて保管してください。
- ・これらの危険物は取扱い、貯蔵、運搬等に関して技術上の基準が定められています。

注意を要する農薬 (特に取り扱いに注意を要する農薬)

以下の農薬は、毒性の強さから規制地域などを設けている農薬、火災上の危険性、中毒事故防止等から、特に取扱いに注意を要する農薬です。

【水質汚濁性農薬】商品名 シマジン (農薬取締法施行令で指定)

魚介類に対する毒性が極めて強い農薬です。以下の点を購入者へ伝えてください。

- ・**養魚池や川**の近くで絶対に使用しない。
- ・散布の際は風向・農薬の飛散状況等に十分注意する。
- ・空容器・空袋等は、適切に処理する。(廃棄物処理業者に処理を委託する等)
- ・販売にあたり販売先別の販売数量がわかるようにしてください。

(2ページの「水質汚濁性農薬の記入例参照」)

※マリックスは平成24年3月に販売禁止、デリスは平成18年に登録失効になりました。

【パラコート系除草剤】商品名 プリグロックスL、マイゼット

人畜に対する急性毒性が強い農薬です。以下の点を購入者へ伝えてください。

- ・使用、保管の際、子供や第三者が手を触れないよう、十分注意する。
- ・散布は低圧で風向きに注意し、雑草以外にはかからないように十分注意する。

【塩素酸塩類除草剤】商品名 クサトール、クロレート、デゾレート（ただし、液剤を除く）

消防法上第1類の指定を受けている薬剤です。以下の点を購入者へ伝えてください。

- ・油類・燐・アンモニア性肥料等の可燃物と混合しないよう注意する。
- ・火気には十分注意する。

【メソミル剤】商品名 ランネート、ランダイヤ等

気化毒性が強いので、散布の際は特に注意が必要な薬剤です。以下の点を購入者へ伝えてください。

- ・マスク、メガネ、手袋等を着用する。
- ・対象作物の草丈は、散布者の胸の高さ以下とする。
- ・ハウス内では使用しないこと。

【適用地帯が限定されている剤】

除草剤と成長調整剤の一部に、以下に例として示したように**適用地域が定められた**農薬があります。

適用地域以外での使用は薬効、薬害等問題が生ずるおそれがあるので販売をしないでください。

東北で使用不可	東北で使用可能
クサトリーDXフロアブルL	クサトリーDXフロアブルH 等

【蚕に対する毒性の強い農薬】ただし、粒剤・粉粒剤・微粒剤・エアゾル剤等は除かれます。

桑葉に付着した場合、**蚕への影響が長期間続く**農薬です。

- ・蚕に対する毒性の強い農薬には、ピレスロイド系、IGR剤、ネライストキシシン系、BT剤（ただし、トアロー水和剤CTは除く）、ネオニコチノイド系等があります。
- ・販売の際、使用規制地域では使用しないことを確認してください。使用規制地域や商品名など詳しいことは、福島県農作物病害虫防除指針を参照してください。
- ・密閉されたハウス内でのくん煙剤（マブリックジェット・ロディーくん煙顆粒等）、水和剤、乳剤の使用については、使用規制地域に該当する場合でも、桑園、蚕室から50m以上離れているハウスについては、関係機関・団体の合意により使用することができます。販売の際は、購入者にこの点を確認してください。

農薬以外の除草剤（農薬以外の除草剤の販売／農薬取締法第22条）

農薬以外の薬剤で、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤は、農薬として使用できない旨を表示しなければなりません。

- 農薬登録のない除草剤を販売するときは、容器又は包装に当該「除草剤を農薬として使用することができない」旨の表示をしなければなりません。
- 農薬登録のない除草剤を販売する者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に「除草剤を農薬として使用することができない旨」の表示をしなければなりません。
- 農薬登録のない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に注意してください。
- 農薬登録のない除草剤を農作物などの栽培、管理に使用すると使用者は罰せられることを購入者へ伝えてください。